

記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

①②③…の番号は、右の「留意・補足事項」の番号に対応しています。

1) 主契約について

留意・補足事項

お支払いする保険金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額
死亡保険金 ①	死亡したとき	死亡保険金額
高度障害保険金 ①	所定の身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）に該当したとき	死亡保険金額と同額

① 死亡保険金・高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅し、重複してお支払いしません。

2) 傷害特約について

留意・補足事項

お支払いする 保険金・給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	お支払いの限度
災害死亡保険金 ①	不慮の事故により180日以内に死亡したとき	災害死亡保険金額	—
	所定の特定感染症により死亡したとき		
障害給付金 ②	不慮の事故により180日以内に所定の身体障害表の第1級から第6級までの障害状態に該当したとき	障害状態の程度により災害死亡保険金額の10割～1割	通算：災害死亡保険金額の10割

① 災害死亡保険金をお支払いした場合、特約は消滅します。また、同一の不慮の事故ですでに障害給付金をお支払いしている場合、これを差し引いてお支払いします。

② 同一の不慮の事故ですでに災害死亡保険金をお支払いしている場合、重複してお支払いしません。

③ リビング・ニーズ特約、重度がん保険金前払特約について

被保険者が以下の「お支払いする場合(支払事由)」のとき、死亡保険金の全部または一部を特約保険金としてお支払いします。

特約名称	お支払いする保険金	お支払いする場合(支払事由)	お支払額	お支払いの限度
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ特約の特約保険金	余命6ヵ月以内と判断されるとき	[指定保険金額①] - [6ヵ月分の利息 + 6ヵ月分の保険料相当額]	1契約につき1回限り(特約は消滅します)
重度がん保険金前払特約②③	重度がん保険金前払特約の特約保険金	所定の悪性新生物(がん)④と医師によって診断確定され、以下のいずれかに該当すると判断されるとき 1. 治療をすべて受けたが、効果がなかった 2. 被保険者の身体的状態では、いかなる治療も受けられる見込みがない 3. 効果が期待できる治療がない	[指定保険金額①] - [3年分の利息 + 3年分の保険料相当額]	1契約につき1回限り(特約は消滅します)

留意・補足事項

- ご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ、**3,000万円以内**で設定できます。複数のご契約にリビング・ニーズ特約または重度がん保険金前払特約が付加されている場合、それぞれについて同一被保険者の指定保険金額を通算して3,000万円を限度とします。
- 重度がん保険金前払特約の付加にあたっては、リビング・ニーズ特約の付加が必要です。
- 重度がん保険金前払特約は、リビング・ニーズ特約が解約、解除またはリビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払いなどにより消滅したときに、同時に消滅します。
- 非浸潤性の悪性新生物、上皮内新生物、皮膚がんはお支払いの対象とはなりません**(ただし、皮膚の悪性黒色腫はお支払いの対象となります)。

④ 代理請求特約について

被保険者がお受取りになる保険金などについて、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合(表1)に、代理請求人(表2)が被保険者に代わって保険金などをご請求いただくことができます。

表1 被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合

- 被保険者本人が、事故や病気で寝たきりなどの状態になり、保険金などのご請求を行なう意思表示が困難な場合
- 被保険者本人が、がんなどの病名や余命6ヵ月以内であることを知らされていないため、保険金などをご請求できない場合

表2 代理請求人

- 保険金などのご請求時において、次のいずれかを満たす主契約の死亡保険金受取人が代理請求人となります。
- 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 被保険者の直系血族(祖父・祖母・父・母・子・孫など)
 - 被保険者の兄弟姉妹
 - 被保険者の3親等内の親族(配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど)
 - 次のいずれかの者で、保険金などの受取人のために保険金などを請求する適切な関係があると当社が認めた者①
 - 上記の1から4までの者以外の者で、被保険者と同居している者(内縁関係(事実婚)の配偶者、同性パートナー②など)
 - 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者

- 死亡保険金受取人が法人である場合は、特約を付加することはできません。**
- 要介護状態などに該当し、被保険者本人からのご請求が困難となった場合でも、保険金などを確実にご請求いただくために、ご契約者は、代理請求人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

留意・補足事項

- 当社の定める書類の提出が必要となります。
- 男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。

5 保険金額に応じて適用される保険料率について

- 主契約の保険金額に応じて、下記のとおり保険料の割引があります。(一時払いのご契約を除く)

保険金額 ^①	保険金額100万円あたりの割引額 ^②
1,000万円以上	80円
1,000万円未満	(割引はありません)

留意・補足事項

- 減額などにより、**保険金額が小さくなった場合は、保険料が割高となる場合があります。**
- 保険料払込みの方法(回数)が月掛の場合の金額です。保険料払込みの方法(回数)が新半年掛の場合は6倍、新年掛の場合は12倍の金額となります。

6 保険料払込免除について

- 被保険者が不慮の事故で180日以内に所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したときは、その後の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

7 配当金について

配当金は変動(増減)し、運用実績によってはお支払いできない場合もあります。

- 資産の運用成果を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金を当社所定の利率^①で積み立てたものが積立配当金です。

留意・補足事項

- この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ(<https://www.meiji-yasuda.co.jp/>)で確認ください。

8 ご契約者が法人(団体等)の場合について

保険金、給付金のお支払いについて

- ご契約者および死亡保険金受取人が法人である場合は、被保険者を受取人とする保険金および給付金を、死亡保険金受取人である法人にお支払いします。この場合、リビング・ニーズ特約および重度がん保険金前払特約による特約保険金の受取人も同様に死亡保険金受取人である法人となります。
- 従業員を被保険者とする保険契約の保険金および給付金をご請求の際は、ご家族(ご遺族)のご了解を要します。

経理処理について

- 経理処理について、詳しくは「法人契約の経理と税務」に記載しています。申告の際には、専門家または所轄の税務署に必ずご相談、ご確認ください。

9 その他留意事項

- 契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げます。例えば、満40歳7ヵ月の場合は41歳となります。
- 被保険者の健康状態によっては、特別条件をご承諾いただいたうえでご契約をお引受けする場合があります。この場合、保険設計書(契約概要)に記載の保障内容、保険金額、保険料または返戻金などが異なりますので、「保険証券」に加え、「特別条件付加承諾書」、「特別条件付契約のしおり」および「ご契約のしおり 定款・約款」も必ずご確認ください。なお、具体的な返戻金額の確認を希望される場合には、担当者におたずねください。
- 本書面に記載されている税務の取扱い等については、2019年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

主契約の保険料払込期間が終身にわたるタイプでご契約の場合について

- 所定の金額を一時にお払い込みいただくことにより、主契約の保険料のお払込みを終了させることができます(保険料払込終了制度^①)。

留意・補足事項

- 特約の保障を継続する場合、特約保険料を一時に前納していただきます。

保険金・給付金などのお支払いについての留意事項

免責事由

免責事由とは、支払事由に該当していても保険金などをお支払いしない事由のことで、主に以下の事由です

- 責任開始日(復活が行なわれた場合は復活の際の責任開始日)から3年以内の自殺
- 被保険者などの故意または重大な過失 など

責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合

原則として高度障害保険金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません

所定の障害状態

約款に定める身体障害表に基づいており、身体障害者福祉法などに定める障害状態などとは異なります

例) 所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)
約款に定める所定の障害状態で、両眼の視力を全く永久に失った状態(回復の見込みのない状態)など

不慮の事故

約款に定める急激かつ偶発的な外来の事故(交通事故など)です

「終身保険パイオニアE」に類似した商品について

「終身保険パイオニアE」のほかに、一生涯にわたり万一の保障を準備することができる終身保険として「エブリバディ 10」もあります。2商品の主な相違点は下表のとおりです。

	<small>5年ごと利差配当付終身保険</small> 終身保険パイオニアE	<small>5年ごと利差配当付一時払特別終身保険</small> 
保険料の払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一時払い・月掛・新半年掛・新年掛 (一時払いのお取扱いは、現在休止しております) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一時払い
告知事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康状態や職業などについて 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職業などについて
両眼失明などの高度障害状態になられた場合の保障	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高度障害保険金をお支払いします 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高度障害保険金はありません
死亡保障	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険金額は契約日から一定です 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1保険期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑え、第2保険期間で大きくしています
傷害特約の付加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 付加できません (保険料一時払いのご契約には、付加できません) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 付加できません
契約者貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ お取扱いしております 	<ul style="list-style-type: none"> ■ お取扱いしておりません

- それぞれの商品についてのお取扱いは、概要を示しています。各商品のお取扱いの詳細、主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。
- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。詳しくは、当社ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧いただくか、または当社の担当者もしくは最寄りの営業所などにご確認ください。